第五条　規則第五条第二項に規定する電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを申し出る方法は、処分通知等を受ける者が、電子情報処理組織を使用して当該処分通知等を受けることを希望する旨を、あらかじめ規則第四条第一項に規定する方法によって行政機関等に届け出ることにより行う。

2　処分通知等を受ける者が処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となった時から二十四時間以内に記録しない場合その他行政機関等が必要と認める場合は、行政機関等は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うものとする。

○消費者庁告示第三号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十六条第二項の規定に基づき、消費者庁の行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び同条第一項第十号の帳簿の閲覧所を定めたので、次のとおり告示する。

平成二十一年九月一日

消費者庁長官　内田　俊一

東京都千代田区永田町二丁目十一番一号山王パークタワー五階　消費者庁消費者情報課内

○消費者庁告示第四号

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）を実施するため、同法第二十八条第一項又は第二項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書を次のとおり定める。

平成二十一年九月一日

消費者庁長官　内田　俊一

第　　号

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第28条第１項又は第２項の規定による立入検査をする職員証明書

この証明書を携帯する職員は、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第28条第１項又は第２項の規定により立入検査をする権限を有する者であることを証する。

所　属

氏　名

交　付　　年　　月　　日

有効期間　　年　　月　　日

消　費　者　庁　　印

備考　大きさは、縦６センチメートル、横９センチメートルとする。

○消費者庁厚生労働省告示第一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十二条第一項の規定に基づき、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成十五年厚生労働省告示第三百一号）の一部を次のように改正し、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から適用する。

平成二十一年九月一日

消費者庁長官　内田　俊一

厚生労働大臣　舛添　要一

前文を次のように改める。

食品衛生に関する監視指導については、厚生労働大臣が、都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）及び国が行う食品衛生に関する監視指導（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第三十条第一項に規定する職権及び指導の職務、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十九条第一項に規定する事務及び職務並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号。以下「食鳥処理法」という。）第三十九条第一項に規定する事務及び職務をいう。以下「監視指導」という。）の実施に関する指針（以下「指針」という。）において監視指導の実施に関する統一的な考え方を示し、指針に基づき、都道府県知事等（都道府県知事、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長をいう。以下同じ。）及び厚生労働大臣が、当該都道府県等の地域の実情や輸出国における生産地の事情等を踏まえて都道府県等食品衛生監視指導計画及び輸入食品監視指導計画を毎年度策定し、これらに従い監視指導を実施する仕組みが導入されている。

近年、複数の省庁にまたがる横断的な対応が必要となる消費者問題が生じる中で、消費者行政の一元的な推進のため、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）及び消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）（以下「消費者庁関連三法」という。）が制定された。

この消費者庁関連三法により、消費者庁及び消費者委員会を設置するとともに消費者に身近な問題を取り扱う法律を消費者庁に移管することとし、これに伴い、食品衛生法における食品等の表示に係る規定も消費者庁に移管することとなった。

この指針は、こうした仕組みの下、監視指導の実施に関する基本的な方向及び監視指導計画の策定に当たり必要な基本的事項を示し、もって、重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進するものである。

なお、都道府県等の監視指導については、地域の実情等を踏まえた監視指導の実施のため、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第五十五号）により、都道府県等食品衛生監視指導計画を導入するとともに、食品衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第五百十一号）により、都道府県等の食品衛生監視員が営業施設の類型ごとに年間に立ち入るべき回数（以下「法定監視回数」という。）を廃止しているところである。これらの改正の趣旨を踏まえ、都道府県等食品衛生監視指導計画の策定及び監視指導の実施に当たっては、食品衛生上の管理が十分でないなど重点的に監視指導を実施すべき施設については立入回数に上限を設けることなく、必要に応じて、従来の法定監視回数において最大の回数であった年間十二回を超えて立ち入るべき場合があることについて配慮することが必要である。

第一の二の標題中「厚生労働省」の下に「、消費者庁」を加える。

第一の二に次のように加える。

また、消費者庁は、法第十九条第一項に規定する表示についての基準の遵守及び法第二十条に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告の禁止（以下「食品表示関係規制」という。）に関する監視指導について、食品表示関係規制に関する事務を所掌する立場から、都道府県等との連携に努める。

第二の二の標題中「厚生労働省」の下に「、消費者庁」を加える。

第二の二中「厚生労働省及び」を「厚生労働省、消費者庁及び」に改める。

第二の三中「関係行政機関（以下「表示関係行政機関」という。）」を「消費者庁及びその他関係行政機関」に改める。

第三の一中「第十一条の規定に基づくアレルギー物質」を「第十九条の規定に基づくアレルギー物質」に改める。

第三の二の2（標題を含む。）中「厚生労働省」の下に「、消費者庁」を加える。

第三の二の3中「表示関係行政機関」を「消費者庁及びその他関係行政機関」に改める。

第三の三及び四中「公表する。」の下に「また、関係法令の規定に基づき、関係行政機関に対し必要な通知を行う。」を加える。

第六の一の標題中「厚生労働省」の下に「及び消費者庁」を加える。

第六の一に次のように加える。

また、消費者庁において、必要に応じて、食品等の表示に関する施策の実施状況について消費者、事業者等の住民との意見交換会等を開催するとともに、施策全般についての意見を聴取し、当該意見を施策に反映するよう努める。

第六の二中「農林水産部局、表示関係行政機関」を「消費者庁及びその他関係行政機関」に改める。